

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日都公委規則第9号）抜粋

第6章 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等

（指定証又は届出確認証の備付け等）

第26条 前2条の規定により緊急自動車又は道路維持作業用自動車の指定証又は届出確認証（以下この条において「指定証等」という。）の交付を受けた者は、当該指定又は届出に係る自動車に、当該指定証等を備え付けておかなければならない。（ち）

2 指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第19の申請書により交通総務課長を経由して公安委員会に申請し、指定証等の再交付を受けるものとする。

3 指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第20の記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに交通総務課長を経由して公安委員会に届け出なければならない。

4 指定証等の交付を受けた者は、当該緊急自動車を緊急の用務に、当該道路維持作業用自動車を道路維持作業の用務に使用しないこととなったときは、当該指定証等を速やかに交通総務課長を経由して公安委員会に返納しなければならない。